

応募要領

1. 公募件名

令和 8 年度 標準型電子カルテ導入版の設計・開発業務

2. 目的及び概要

令和 5 年 6 月に総理を本部長とする政府の医療 DX 推進本部で工程表が取りまとめられ、これに基づいて医療 DX を進めることとしている。このうち標準型電子カルテについては、標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテの開発・導入を進めていく方針が明記された。

具体的には、「電子カルテシステムを未導入の医療機関を含め、電子カルテ情報の共有のために必要な支援策を検討しつつ、遅くとも 2030 年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。」とされており、これに基づき、令和 6 年度より、デジタル庁では厚生労働省と連携しつつ標準型電子カルテ α 版の開発を行ってきた経緯がある。

本公募は、令和 8 年度末頃の「標準型電子カルテ（導入版）」の本格リリースに向け、令和 7 年度に策定した基本要件をベースとして、開発・テストまでを一貫して実施する。また、モデル事業の稼働支援（運用・保守）を通じて実運用の品質・進捗管理を徹底し、次々年度以降の保守効率化（ランニングコスト抑制）を見据えたシステム基盤の高度化を図ることで、標準型電子カルテ導入版の社会実装の検討等一式を行うものである。

3. 公募期間

令和 8 年 3 月 6 日から令和 8 年 3 月 25 日 12 時

4. 契約形態等

請負契約

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 7・8・9 年度全省庁統一資格において、役務の提供等で A、B、C 又は D の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(4) 各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。

(5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(7) 上記(1)～(6)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

6. 応募条件

本業務の契約期間の間、以下のいずれの要件も満たすこと。

- ・仕様書『5.2.作業要員に求める資格等の要件』
- ・仕様書『8.入札参加に関する事項』

7. 仕様内容

別添仕様書のとおり

8. 応募書類

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 誓約書（別記）

- (3) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- (4) 提案書
様式は、任意とする。以下の要素を含めること。
 - ① 本業務の具体的な実施方法
 - ② 本業務の実施体制
- (5) 6. 応募条件を満たすことを証明する書類等
- (6) 見積書(様式は任意とする。ただし、経費内訳を明記すること)
本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申込書等は無効とする。

9. 応募書類の提出期限及び提出先等

本応募要領に従って提案書を作成し、以下の提出期限までにメールにて提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年3月25日(水)12時必着
- (2) 提出先
デジタル庁戦略・組織グループ契約チーム(担当：猪原)
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 20 階
E-mail：keiyaku@digital.go.jp
- (3) 本応募要領に関する問い合わせ先
デジタル庁国民向けサービスグループ(担当：植松)
E-mail：satuemats@digital.go.jp

10. 契約相手方の決定

- (1) 契約相手方の決定方法
本件の要件を満たす事業者が一者の場合、本システムの設計・開発及び令和7年度から継続実施する調査検討業務の品質を担保し、中断等滞らせることなく遂行するため、その者と随意契約を行うこととする。なお、そのような事業者が複数の場合、一般競争入札へと移行する。
- (2) 審査結果の通知
審査の結果については、令和8年3月26日(木)までに、提案者に対して、電話又はメールのいずれかの方法により通知する。
- (3) 契約締結に関する留意事項
なし

11. その他

- (1) 応募書類等の作成費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された応募書類等は返却しない。

(3) 提出された応募書類等に対して、質問した場合には対応すること。

誓約書

- 私
 当社

は、下記事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、意義は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号）に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請負以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

デジタル庁会計担当参事官 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※個人の場合は生年月日を記載すること